

特区版レギュラトリー・サンドボックス制度の導入について(案)

平成 29 年 12 月 12 日

1. 背景

- (1) 自動走行、小型無人機その他、近未来技術や第四次産業革命の実現に関連する実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- (2) 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

(参考) 国家戦略特別区域法 附則 第2条第2項

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 効果

- (1) 国家戦略特区制度では、近未来実証事業として、これまでも自動走行、小型無人機などの近未来技術の実証に取り組んできた。また、規制所管省庁の側も、当該技術に係るルールの柔軟な運用に積極的に協力し、様々な実証事業が開始されている。
- (2) しかし、地域関係者との同意プロセスや、関係各省との必要な手続きを全て行っている実証事業者から見ると、実証事業開始に至るまでには相当の時間と事業内容の調整を要し、また、行える実証事業の内容についても、予見可能性が低いのが現状である。
- (3) 大胆かつ先進的な実証事業の実現性について、より高い予見可能性を事前に与え、地域における合意形成と連動した、最小化した事前規制と集約的な手続きを提供することによって、より質が高く先進的な近未来技術の実証事業を加速することを目的とする。

3. 検討する措置の概要

- (1) 自動走行、小型無人機などの類型ごとに、以下の内容を定めた「サンドボックス実施計画(以下、「実施計画」という。)」を策定し、国家戦略特別区域計画に定める。
 - 実証事業の内容(目的、実施区域、実証内容等)
 - 安全確保等事業実施に当たって遵守すべき基準
 - ① 実施計画作成に当たっては、区域会議の下で地元関係者と協議を行い、その内容について理解を得ることとする。また、実施計画の内容について関係府省と同意協議を行い、区域計画として内閣総理大臣の認定を得る。
 - ② 各区域の実施計画に適合するものとして国家戦略特区担当大臣が認定した実証事業については、その実施に当たり必要な法制の要件を満たすものとみなす規定を整備する。**【P】**
- (2) 各区域会議の下に監視・評価委員会を設置し、事後チェック体制の強化を図る。
 - ① 同委員会は、実施計画の作成に当たって区域会議に対し必要な助言を行うとともに、各実証事業の計画遵守状況及び成果の評価を行い、国家戦略特区担当大臣及び各区域会議に必要な助言を行う。
 - ② 国家戦略特区担当大臣は、各区域の監視・評価委員会間の業務の連携及び専門的見地から支援を行う組織を設置する。
 - ③ 国家戦略特区担当大臣は、各区域の監視・評価委員会の助言を得て、必要な実施計画の変更・認定取消等を勧告する。同勧告を踏まえ、各区域会議は、実施計画の変更・認定取消の申請を行うこととする。**【P】**

以上